

■平成30年度執行目標 建設部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	H29 実績値	H30 目標値
建設部	指導検査課	1	木津川右岸宇治木津線道路新設の促進	現在、計画段階評価にて山裾ルート案に決定され、早期に「詳細ルート・構造の検討及び都市計画決定」のステップに進めていただけるよう、京都府及び関係市町と連携し、引き続き協議会による要望活動を強化・継続する。	昨年度は、計画段階評価において、今後の対応方針が山裾ルート案に決定（確認）され、事業化に向け大きく前進した。新規事業化までには、詳細ルート・構造の検討や都市計画決定、新規事業化採択時評価が必要となるが、早期の事業化に向け、関係機関とともに引き続き取り組みを進めていく。	国土交通省・国会議員などへの要望回数（回）		3	3
建設部	指導検査課	2	適正な入札・契約の執行	本市が発注する工事、コンサル業務、物品・役務等の入札や契約を適正に執行していくために、法令改正等の早期反映や発注事務の標準化・効率化を図る。	発注過程での7年ぶりの京都府土木工事共通仕様書（案）の改定に伴う変更事項についての指導や確認及び今年度より施行する工事請負契約における設計変更ガイドラインに沿った契約変更の確認をしていく。				
建設部	建設課	1	年度内における適切な事業執行	年度内の事業について、より積極的に関係者との協議を行い適切な年度内完了を目指す。 (道路新設改良工事「①市道加1ー1号線道路改良工事」②市道加2114号線高田内排水路改修事業」③内垣外内田山線ほか1線道路改良工事」④木津中ノ川線道路改良工事」⑤木津内田山線道路改良工事」⑥木津川台駅前整備事業」⑦南河原川改修工事」⑧貝鍋川の赤田川合流部線形調整工事」⑨小川への排水施設設置事業」⑩旧反田川逆流防止装置設置事業」⑪小川内水対策事業」	①⑤については、用地買収を伴う事業であり、関係機関や地権者と協議を進めていく必要がある。また、①については、京都府事業と一体的に進めていく必要がある。 ③については、増加する交通量に対応するため、早急に整備を進める必要がある。 ④については、奈良市水道の移設が必要であることから、その調整が必要である。 ⑥については、関係機関や地権者と協議を進めていく必要がある。 ⑧⑨⑩については、府の河川に隣接していることから、府の河川管理者との調整が必要である。	年度内工事完了件数（件）		7	11
建設部	まちづくり事業推進室	1	国及び府道等の新設改良事業の整備促進	国道及び府道、河川新設・改良にかかる関係機関や地元住民等との連絡調整により、今年度事業計画に基づき遂行することを目指す。また、以下の事項については、関係機関と十分連携を図り、早期完成を目指し事業に取り組む。 ・国関連：木津東バイパス事業及び国道24号歩道整備事業、奈良道交差点改良の早期完成。 ・府関連：東中央線事業・大野バイパス事業の早期完成。大井手川及び天井川対策、赤田川改修事業の早期完成。木津川市内道路（府道・市道）の再編。	木津東バイパス、国道24号線歩道整備、奈良道交差点改良及び東中央線の道路事業及び大井手川改修事業については、概ね地権者からの理解・協力を得ているが、今年度も事業主体である国・府と連携し、各事業に関連する地域住民等への理解・協力を得られるよう努める。 木津東バイパス、東中央線の整備により、市内道路（府道・市道）の再編協議を進める。	協力依頼・協議等交渉延べ件数（件）		30	30
建設部	施設整備課	1	市営住宅使用料等の徴収率向上	次のような取組により、市営住宅使用料の徴収率向上を目指す。 ・積極的な督促状等の送付 ・電話による自主的納付の催促 ・戸別訪問 ・分納誓約の見直し	市営住宅における管理の適正化の観点から、使用料等（家賃、駐車場、共益費）収入を確保し、入居者の公平性を確保するため、市営住宅使用料の徴収率向上を目指す。	市営住宅使用料 現年度徴収率（%）		(97.9)	98
建設部	施設整備課	2	各施設所管部署から依頼の営繕事業の適切な執行支援	総務部：城山台集会所新築工事（1・6・10・13丁目） 市民部：加茂人權センター耐震補強設計 健康福祉部：相楽療育教室トイレ等改修工事設計、木津老人福祉センター改修工事 建設部：下川原団地外壁等改修工事設計、鈴畑団地11号解体 教育部：中央体育館屋根等改修工事、中央体育館アリーナ等改修工事、新学校給食センター新築工事設計及び工事、小中学校及び幼稚園空調設備整備事業PFI(モニタリング)、南加茂台公民館改修工事設計及び工事	各施設の計画・運営に配慮した確かな設計・工事執行の支援を行う。				
建設部	施設整備課	3	市営住宅を活用した歳入増加の検討	市営住宅の屋根等を活用した新たな歳入増加を検討する。 (例) ・太陽光発電に係る市営住宅の屋根等貸し事業について ・市営住宅の屋根等を活用した太陽光発電事業について	他の自治体での取組みがあるように、本市でも現状を踏まえた中、実施可能かを検討するものである。 また、本検討をすることで、今後の市営住宅建替計画にも活かせるものとする。				
建設部	管理課	1	木津川市都市公園・緑地施設等市民自主活動支援の推進	木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく自主管理活動を促進するため、啓発・募集活動を行うとともに、活動団体の育成や組織維持のための施策を検討する。	本年度から、街区公園1箇所/1団体の増加がみられたものの、街区公園2箇所/1団体の撤退、1箇所/1団体の規模縮小となる。更なる活動団体の増加に向けての啓発・募集を行うのは勿論であるが、今後の活動団体の育成や組織維持のための施策を検討する。	自主管理活動公園等数（箇所）		23	25
建設部	管理課	2	木津川市橋梁長寿命化修繕計画の着実な執行	「木津川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく近接目視点検が終了したため、今年度はⅢ判定の橋りょうの補修設計を行ない、社会インフラとしての橋梁の長寿命化を図るものとする。	平成29年度で一巡目の近接目視点検が終了したので、今年度はⅢ判定の橋りょう5橋の補修設計、1橋の補修工事を行う。 しかし、2巡目の近接目視点検は国庫補助対象外とする検討もあることや、点検から5年以内の補修費が多額となることから、その財源確保に課題がある。	補修設計橋りょう数（箇所）	木津川市橋梁長寿命化修繕計画	-	5
建設部	都市計画課	1	木造住宅耐震改修事業の推進	木造住宅の耐震改修補助事業の新制度への改定を行う。 ・本格耐震改修及び簡易耐震改修の新制度への移行	京都府木造住宅耐震改修事業については、現行制度は平成32年度に終了するため、それまでに新制度に移行する必要がある。 新制度に移行するための住宅耐震化アクションプログラムの策定が必要となる。				
建設部	都市計画課	2	木津駅東側市有地における土地活用	現在未利用地となっている木津駅東口の市有地（木津池田25番地10）を暫定駐車場として有効活用することにより、使用料として歳入増加と維持管理費の歳入削減に寄与する。	木津駅東口のロータリー北側の市有地が、都市計画道路木津駅北線の事業用地となっているが、木津駅北線を含めた木津駅東エリア全体の土地利用が具体化するまでの暫定利用ということで、民間駐車場事業者への貸し出しによる一時貸し及び月極駐車場の整備を予定している。				

■平成30年度執行目標 建設部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	H29 実績値	H30 目標値
建設部	都市計画課	3	里山保全の継承	学研木津北地区の里地里山保全を推進する。 平成28年度に策定した「生物多様性木津川市地域連携保全活動計画 実施計画」に基づき、里山学校の実施を通じて里山への関心をさらに誘引するとともに、里山学校以外の場で里山への関心を持ってもらえる環境を醸成する。 また、引き続き活動団体と市民の橋渡し役を担い、里山の継承・保全活動をサポートする。	「生物多様性木津川市地域連携保全活動計画 実施計画」を着実に進める必要がある。 今後も引き続き活動団体を健全に維持させるため、市民協働による保全活動への市民等の誘引を図る必要がある。	里地里山の維持管理への参加者数(人)	総合計画 (後期基本計画)	(3200)	5000
建設部	都市計画課	4	ハイタッチ・リサーチパークの建築規制の緩和	ハイタッチ・リサーチパークの建築規制の緩和に向けた取り組みを進める。	ハイタッチ・リサーチパークには、当初13社の研究所が立地していたが、現行の建築規制により、新たな事業展開及び企業誘致ができない状況にあるため、これまでに8社が撤退し、未利用となっている用地もある。 現状のままでは、さらなる企業の撤退や同パークの設立当初の趣旨に合致しない施設立地が進むおそれがあることから、平成29年度に国・京都府の関係課との協議を進め、関係企業に対する説明会を開催し、用途地域を変更することについて一定の理解を得た。				
建設部	都市計画課	5	木津東地区の事業化の検討	学研木津東地区の事業化の検討を推進する。	木津東地区は平成15年の国土交通省通知によりURによる事業中止が決定され、平成22年の閣議決定により平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取り組みを推進することとされた。 そこで、平成24年2月に策定した学研木津北・東地区土地利用計画において、民間事業者の計画提案を活用した土地利用計画の実現を図ることとし、市内での新たな事業用地の創出に向け検討会議を進めてきた。				
建設部	都市計画課	6	木津中央地区進出企業への支援	平成29年11月に設置した木津中央地区に係る調整会議（地元提案による任意組織）において、木津中央地区へ進出する大規模開発事業者と周辺地域（市坂・梅谷・鹿背山・城山台）との情報共有や、開発に伴う大規模開発事業者への要望や課題解決等を図る。	木津中央地区において計画されている大規模な事業所建設計画（約45ha【3区画】）の施工に際し、関連する大規模な調整池の埋め立てに伴う多量の土砂の運搬や、工事・稼働後の周辺地域への影響等に係る事前調整を目的とし、平成29年11月に事業者と周辺地域長（市坂・梅谷・鹿背山・城山台）等で構成する「木津中央地区に係る調整会議」を発足し、これまでに2回の調整を図った。				
建設部	都市計画課	7	地区計画による当尾の郷地区の利活用の推進への支援	当尾の郷会館地区を、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、特定のエリアとしてスポット的に地区計画を設定することで、政策的な市街化調整区域の例外として、施設の未使用部分の有効活用を許容・誘導可能なものとする。	当尾の郷会館は市街化調整区域に立地しているため、使用できる用途が制限されている。しかしながら、同会館は、複合的な多機能拠点としての活用が望まれることから、地区計画の設定について政策的に支援し、同会館の利活用の推進を図る。				